

MVNO様向け標準プラン

2012/10

WIRELESS CITY PLANNING 

はじめに

本資料はWireless City Planning 株式会社(WCP)が提供する
AXGP¹サービスを利用した、MVNO²サービスの提供をご検討される事業者様に、
事業を計画される上で必要となる標準プランの概要をご説明するものです。
詳細な条件等は、個別協議にて適宜ご説明させていただきます。

本資料については今後変更になることがあります。
本資料の無断転載・記載を禁じます。

- 1 AXGP: Advanced XGP
- 2 MVNO: Mobile Virtual Network Operator

目次

標準プランサービス概要

ご提供プラン

技術的条件について

手続き等について

その他注意事項

標準プランサービス概要

標準プランサービス概要

当社が提供するMVNO様向けサービス概要は以下の通りです

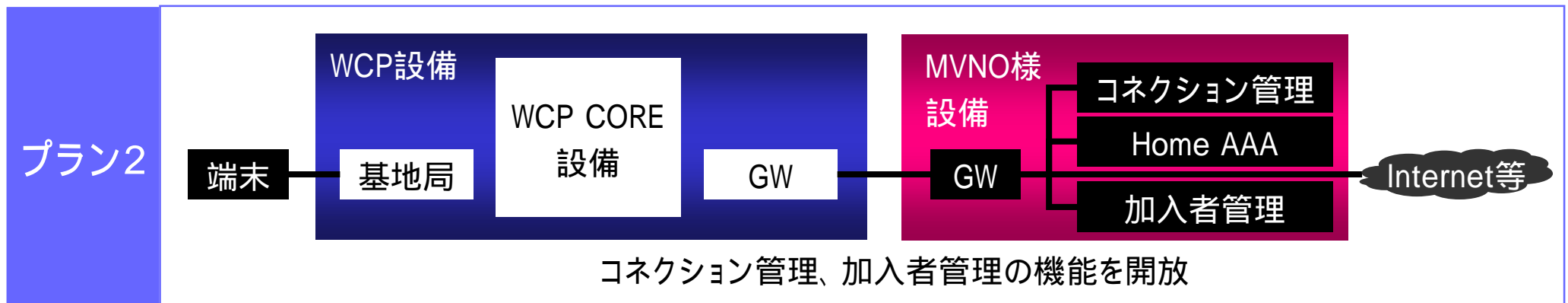
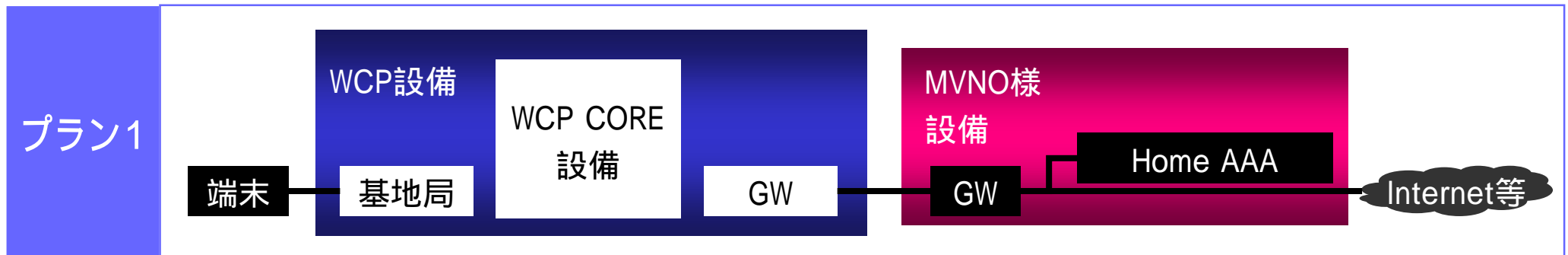
提供プラン	プラン1、プラン2 ¹
提供地区	当社のAXGPサービスエリア
通信速度	受信時最大100Mbps超 送信時最大15Mbps超 (端末能力に依存,ベストエフォート)
契約形態	卸約款に基づく卸電気通信役務
SIMカード	当社よりMVNO様へ貸与
端末	MVNO様による調達、または当社から調達先の 端末ベンダのご紹介

1 将来提供予定

ご提供プラン

ご提供プラン

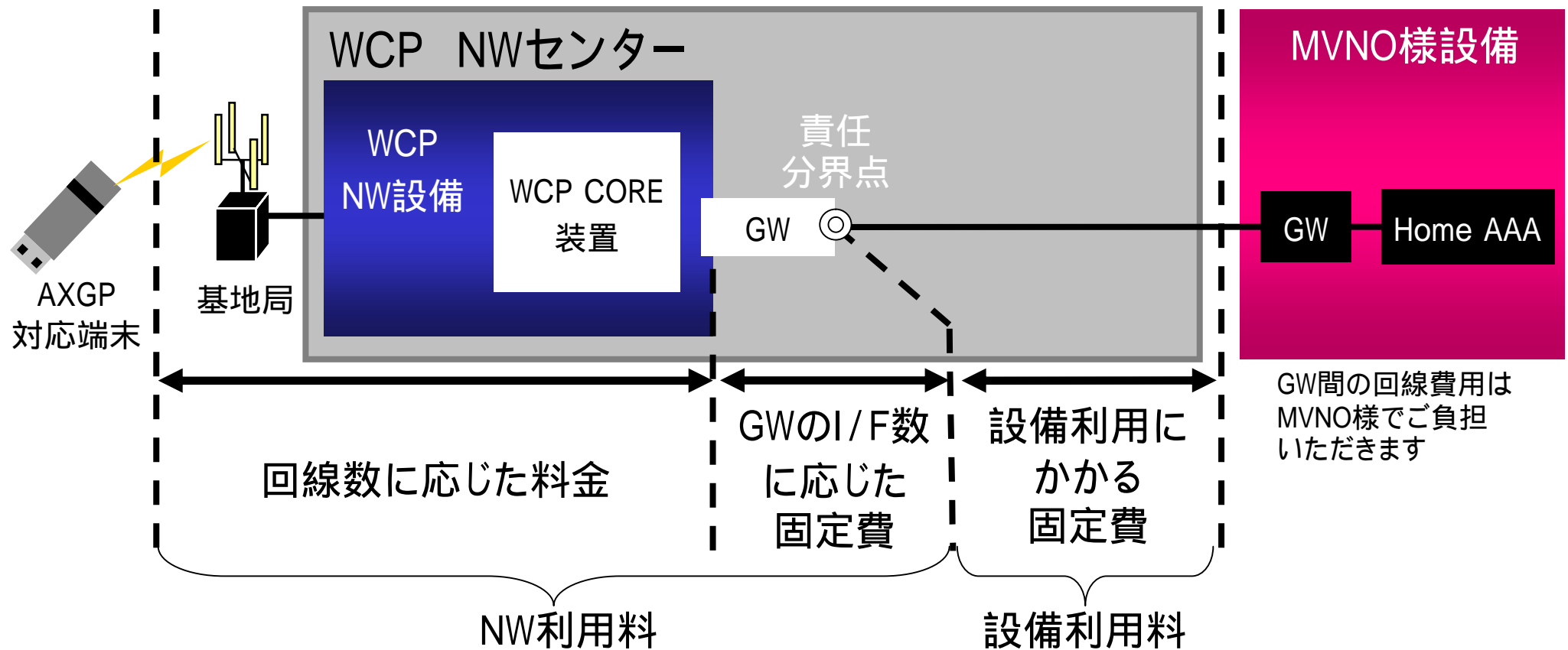
プラン1,2を標準プランとしてご提供します



プラン2については将来提供予定

ご提供内容(プラン1)

ご利用例	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNO様設備経由でのインターネット接続
ご用意いただく通信機器(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・Home AAA ・DNSサーバ ・WCPとの接続回線、GW ・関連設備 / 回線



ご提供条件

標準プランのご提供条件は以下の通りです

項目	内容
最低契約回線数	1,000回線
最低利用期間	2年

NW利用料1の場合

最低契約回線 / 最低利用期間について

万が一、以下のケースに該当する場合には、それぞれに対応した額を別途ご負担いただきます。

ケース

最低契約回線数を下回った場合

最低利用期間内に当社との卸契約の解除を希望される場合

負担額

ケース : 最低契約回線数から契約回線数を引いた回線数に対応する料金

ケース : 最低利用期間から利用期間を引いた期間の、最低契約回線数または当社が定める基準に相当する料金

プラン1の料金

プラン1の料金は以下の通りです

種別	項目		価格(税別)	内容
月額費用	NW利用料1	回線	3,800円 ~ 1	AXGP NWの基本機能に関する利用料金
	NW利用料2	回線	1,900円	
		帯域	1,290万円 / 10Mbps ~ 2	
	1/2共通	GW	30万円 / I/F数	
	設備利用料		個別調整	MVNO様の設備をコロケーションする場合に発生する費用
都度発生費用	各種手続き費用		2,000円 / オーダー	回線開通 / 閉塞のオーダー登録費用
	工事費		個別調整	MVNO様のご要望を受けて工事を行った場合の費用等
	接続試験費		個別調整	NW接続試験やIOTなど、必要に応じて発生した各種接続試験費やWCPのラボ利用費等
	個別対応費		個別調整	MVNO様のご要望により、WCP網を改修した場合の費用等
	その他		個別調整	上記以外に発生した個別費用

1 2GB/月の通信量まで。それ以降は1GBごとに980円/月の加算

2 10Mbps以降、1Mbps単位での料金プラン

技術的条件について

主な技術条件について

主な技術的条件は以下の通りです

項目	内容
接続箇所	当社が別途定める接続箇所(1箇所)
接続インタフェース	1000BASE-LX 100BASE-TX
接続先ドメイン	1 MVNO様1ドメイン (複数ドメインのご希望については個別相談)

詳細は技術参考資料を参照

手続き等について

手続き期間について

ご提供開始までの手続き期間の目安は以下の通りです

	秘密保持契約の締結、および事前確認 ・ 想定トラフィック等、必要事項を確認します。
	個別協議 (1ヶ月程度) ・ 具体的な提供条件、内容について協議します。
	接続の申込み ~ 回答 (1ヶ月程度) ・ 所定の申込書にてお申込みいただき、当社で検討を行います。
	契約書の締結 (1ヶ月程度) ・ 接続にあたっての契約内容の詳細を協議します。
	接続準備、事務処理等 (2ヶ月程度) ・ 設備構築、ネットワーク接続、および各種業務の調整を行います。
	サービス提供開始 ・ MVNO様による通信サービスが開始できます。

ご要望の内容や、お申込み状況により手続き期間は上記よりも長くなる場合があります

電気通信事業の届出について

MVNO事業のご提供にあたっては、
電気通信事業届出等の手続きが必要となります

< 参考資料 >

電気通信事業参入マニュアル

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02.pdf

電気通信事業参入マニュアル[追補版]

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02_01.pdf

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(2008年改定版)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080519_1.html

標準プラン以外の対応について

標準プラン以外も協議に応じさせていただきます

ご留意いただきたい事項

- ・標準プランの提供を優先
- ・個別要望による開発費用 / 接続設備設置費用等は、MVNO様のご負担

ご提供をお断りするケース

- ・設備の設置、改修が技術的 / 経済的に著しく困難な場合
- ・接続が当社の利益を不当に害する可能性がある場合
- ・開発費用 / 設備設置費用の支払いを怠る恐れがある場合

その他注意事項

その他注意事項

当社標準プランに関する注意事項は以下の通りです

設備管理について

設備管理について、以下の内容を遵守していただきます。

- 当社の電気通信設備に対して、MVNO様の設備が輻輳、障害等の損傷を与えないこと
- 当社に接続する電気通信設備において、以下の内容を維持すること
 - ・事業用電気通信設備規則への適合
 - ・当社との協議により定めた技術的条件への適合

通信利用の制限について

法令違反に該当する行為や他のお客様に迷惑のかかる行為等、卸約款の規定に抵触する通信の利用については、当社網内で通信規制を行う場合があります。

その他注意事項

当社標準プランに関する注意事項は以下の通りです

各種情報の提供について

当社電気通信設備への影響確認のため、以下の情報をご提示頂くことがあります。

- 当社との接続概要
- 接続を希望する時期
- 接続点ごとの予想トラフィック
- 接続の技術的条件
- 電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等

商標に関する禁止事項

以下の行為を禁止させていただきます。

- 当社の登録商標または商標等の無断使用
- MVNO様のエンドユーザーに対して誤認・混同を与える行為

当社の登録商標または商標等を使用する場合は利用範囲等について別途協議させていただきます。

その他注意事項

当社標準プランに関する注意事項は以下の通りです

捜査機関等への協力について

MVNO様のエンドユーザに関する、契約者情報や利用状況等について、捜査機関等より協力を求められた場合には、MVNO様にて直接ご対応いただくことがあります。

トラヒック制御について

トラヒックの状況等により、トラヒック制御を実施する可能性があります。

その他注意事項

当社標準プランに関する注意事項は以下の通りです

担保措置について

預託金等による担保措置が必要な場合があります。

担保措置が必要となる要件の一例

- 直近の決算において債務超過である場合
- 当社指定の信用評価機関の信用評価において、当社が別に定める基準に該当する場合

必要となる担保措置の一例

- 預託金
- 金融機関等の債務保証

MVNO窓口について

MVNOに関するお問い合わせ窓口

Wireless City Planning株式会社

技術企画部

wcp_xgp - mvno@wirelesscity.co.jp

2011年 6月24日 公表

2012年 9月27日 更新

2012年10月 9日 更新

WIRELESS CITY PLANNING